

暮らしサポート



消費生活に関する
問合せ・相談は
消費生活センターへ

「自分だけは大丈夫」と 思っていないませんか？

**消費者トラブルは
悩まず早めに相談を！**

見守り 新鮮情報

鍵の出張作業を頼んだら想定外の料金に！

自宅の鍵を紛失し、ネットで探した事業者の開錠を依頼した。サイトには開錠費用が「3千円～8千円」と記載されていた。作業前に費用の説明があったかもしれないが、聴覚などの障がいがあるのでうまく聞こえず、早く開けてほしい焦りもあって返事をしてしまったかもしれない。請求額は約6万円で高額だ。(30歳代)



【ひとこと助言】

- ・料金や作業内容に納得できない場合は、後日納得した金額で支払う意思があることを示しつつ、その場での支払いは断りましょう。
- ・広告などの表示額と実際の請求額が大きく異なる場合など、事業者とトラブルになった場合は、早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

子ども・若者 サポート情報

新生活！電気やガスの訪問販売に注意

4月に大学生になり賃貸マンションで一人暮らしをしている。訪問してきた事業者から「電気代が安くなるので、検針票を見せてほしい。このマンションの住人の皆さんにお願いしている」と言われた。検針票を見せるだけならいいと思い、指示に従った。その後、検針票に記載されている顧客番号を伝えると勝手に契約先が変更されるとネットで知った。契約変更するつもりはない。対処法を教えてください。(当事者：大学生)



【ひとことアドバイス】

- ・引っ越しなどで新生活を始める時期にかけて、電気・ガスの契約トラブルが増える傾向にあります。電気やガスを含め、突然の訪問で勧誘を受けた場合は、その場で契約せず、事業者名や連絡先、目的等をよく確認しましょう。

～以上2件、国民生活センター「見守り新鮮情報」、「子ども・若者サポート情報」より引用・抜粋～

消費生活に関する相談は

- ◆村消費生活センター（消費生活相談全般）…役場1階西側（収納課奥）
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時 ☎885-7141（直通）
（相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。また、都合により相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください）
- ◆消費者ホットライン（全国共通ダイヤル）☎188※3桁で繋がります。
- ◆県警悪質商法110番（訪問販売等の商取引や悪質金融業者に絡む各種相談）
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379

